

改正	昭和三五年	七月三〇日	三重県規則第六 二号	昭和四九年	五月二四日	三重県規則第三 三号
	昭和六三年	七月 八日	三重県規則第三 五号	平成 九年	三月三一日	三重県規則第一 一六号
	平成一一年	三月一九日	三重県規則第二 八号	平成一一年	一二月 三日	三重県規則第一 一五号
	平成一二年	三月三一日	三重県規則第三 九号	平成一三年	一月 五日	三重県規則第四 号
	平成一八年	六月一六日	三重県規則第六 七号	平成一九年	一二月二六日	三重県規則第七 一号
	平成二〇年	三月二八日	三重県規則第三 八号	平成三〇年	一月二六日	三重県規則第一 号
	令和 二年	三月三一日	三重県規則第四 一号	令和 三年	二月二六日	三重県規則第三 五号

調理師法施行細則をここに公布する。

調理師法施行細則

(趣旨)

第一条 調理師法(昭和三十三年法律第四百七号。以下「法」という。)の施行については、調理師法施行令(昭和三十三年政令第三百三号。以下「令」という。)及び調理師法施行規則(昭和三十三年厚生省令第四十六号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

(書類の経由)

第二条 法、令、省令及びこの細則の定めるところにより知事に提出する書類は、四日市市長又は保健所長を経由し提出しなければならない。

一部改正〔昭和六三年規則三五号・平成一三年四号・二〇年三八号・三〇年一号〕

(受験手続)

第三条 法第三条の二第一項に規定する調理師試験(同条第二項の規定に基づき厚生労働大臣があらかじめ指定する者(次項において「指定試験機関」という。)が行う調理師試験を除く。以下「試験」という。)を受けようとする者は、調理師試験受験申込書(第一号様式)に、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。ただし、知事が認めた場合は、この限りでない。

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十七条に規定する者であることを証する書類

二 省令第四条に規定する施設又は営業において一年以上調理の業務に従事した者であることを証する調理業務従事証明書(第二号様式)

三 写真(縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルとし、受験申込書提出前六月以内に脱帽正面で撮影した上半身像であつて、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)

2 法第三条の二第一項に規定する調理師試験であつて指定試験機関が行うものを受けようとする者は、令第三条第一項の試験事務規程により手続を行うものとする。

全部改正〔昭和六三年規則三五号〕、一部改正〔平成一一年規則二八号・一八年六七号・一九年七一号・三〇年一号・令和二年四一号〕

(合格証書)

第四条 知事は、試験に合格した者に対して、合格証書(第三号様式)を交付する。

一部改正〔昭和四九年規則三三号・六三年三五号〕

(調理師名簿の訂正又は免許証の書換交付申請)

第五条 令第十一条第一項の規定による調理師名簿の訂正又は令第十三条第一項の規定による調理師免許証(以下「免許証」という。)の書換交付の申請は、調理師名簿訂正・免許証書換交付申請書(第四号様式)によるものとする。

一部改正〔昭和四九年規則三三号・六三年三五号・平成三〇年一号〕

(登録の消除申請)

第六条 令第十二条の規定による登録の消除の申請は、調理師名簿登録消除申請書(第五号様式)によるものとする。

一部改正〔昭和四九年規則三三号・六三年三五号・平成三〇年一号〕

(免許証の再交付申請)

第七条 令第十四条第一項の規定による免許証の再交付の申請は、調理師免許証再交付申請書(第六号様式)によるものとする。

一部改正〔昭和四九年規則三三号・六三年三五号〕

(免許証の返納)

第八条 令第十四条第四項又は令第十五条第二項の規定による免許証の返納は、調理師免許証返納書(第七号様式)によるものとする。

一部改正〔昭和四九年規則三三号・六三年三五号〕

(調理師会)

第九条 法第九条第一項の規定による調理師会を組織したときはその事務所の所在地を管轄する保健所長に、法第九条第三項の規定による連合会を組織したときは知事に、調理師()会設立届(第八号様式)を提出しなければならない。

一部改正〔昭和四九年規則三三号・六三年三五号〕

(公告)

第十条 試験の期日及び場所並びに受験申込書の受付期日は、その都度公告する。

一部改正〔昭和六三年規則三五号・平成一一年二八号・三〇年一号〕

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過規定)

2 法附則第二項に該当する者が、法附則第三項に規定する講習(以下「特例講習」という。)を受けようとするときは、調理師特例講習受講願書(第十二号様式)に、調理士又は調理師の免許証の写を添えて知事に提出しなければならない。

一部改正〔昭和四九年規則三三号〕

3 法施行前に省令附則第二項に規定する施設又は営業において五年以上調理の業務に従事した者が特例講習を受けようとするときは、受講願書(様式第十二号に準ずる。)に第三条第一号及び第四号に掲げる書類並びに省令附則第二項に規定する施設又は営業において五年以上調理の業務に従事した者であることを証する書類(様式第三号に準ずる。)を添えて知事に提出しなければならない。

一部改正〔昭和四九年規則三三号〕

4 前二項の特例講習については、第四条及び第十二条の規定を準用する。

5 法附則第三項に該当する者が、調理師免許の申請をするときは、申請書に特例講習を修了したことを証する書類を添えて知事に提出しなければならない。

附 則(昭和三十五年七月三十日三重県規則第六十二号)

1 この規則は、昭和三十五年八月一日から施行する。

2 この規則施行の際、現にこの規則による改正前の規定に基づいて交付されている証票、許可証等は、当分の間、この規則による改正後の規則の規定に基づいて交付された証票、許可証等とみなす。

3 この規則施行の際、現にこの規則による改正前の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、この規則による改正後の規則の規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

4 この規則施行前にこの規則による改正前の規則に基づいて調整した簿冊及び用紙等は、この規則施行後においても、当分の間使用することができる。

附 則(昭和四十九年五月二十四日三重県規則第三十三号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和六十三年七月八日三重県規則第三十五号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、この規則による改正後の規則の規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

附 則（平成九年三月三十一日三重県規則第百十六号）

この規則は、平成九年四月一日から施行する。

附 則（平成十一年三月十九日三重県規則第二十八号）

この規則は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成十一年十二月三日三重県規則第百十五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十二年三月三十一日三重県規則第三十九号）

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成十三年一月五日三重県規則第四号）

この規則は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成十八年六月十六日三重県規則第六十七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十九年十二月二十六日三重県規則第七十一号）

この規則は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十六号）の施行の日から施行する。

附 則（平成二十年三月二十八日三重県規則第三十八号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際現に改正前の調理師法施行細則の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、改正後の調理師法施行細則の規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。
- 3 この規則の施行前に、この規則による改正前の様式により作成されている用紙は、当分の間必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成三十年一月二十六日三重県規則第一号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際現に改正前の調理師法施行細則の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、改正後の調理師法施行細則の規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。
- 3 この規則の施行前に、改正前の調理師法施行細則に基づき作成されている用紙は、当分の間必要な調整をして使用することができる。

附 則（令和二年三月三十一日三重県規則第四十一号）

- 1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第四号様式及び第六号様式の改正規定は、令和三年一月一日から施行する。
- 2 前項ただし書の施行の前日に、この規則による改正前の調理師法施行細則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間必要な調整をして使用することができる。

附 則（令和三年二月二十六日三重県規則第三十五号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二号様式の改正規定は、令和三年六月一日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際現に改正前の調理師法施行細則（次項において「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、改正後の調理師法施行細則の規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。
- 3 この規則の施行の前日に、旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要

の調整をして使用することができる。

第1号様式

(第3条関係)

全部改正〔平成30年規則1号〕

第2号様式

(第3条関係)

全部改正〔令和3年規則35号〕

第3号様式

(第4条関係)

全部改正〔平成30年規則1号〕

第4号様式

(第5条関係)

全部改正〔令和3年規則35号〕

第5号様式

(第6条関係)

全部改正〔令和3年規則35号〕

第6号様式

(第7条関係)

全部改正〔令和3年規則35号〕

第7号様式

(第8条関係)

全部改正〔令和3年規則35号〕

第8号様式

(第9条関係)

全部改正〔平成30年規則1号〕、一部改正〔令和3年規則35号〕